

福祉タクシー利用券は申請を

年間に1人40枚交付

在宅の障害者等が外出時にタクシーを利用する場合、料金の一部を補助する「福祉タクシー利用券」を申請により交付しています。

対象者 身体障害者手帳1・2級のかた 療育手帳の交付を受けているかた 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けているかた 70歳以上のひとり暮らし世帯 70歳以上と他方が65歳以上の二人暮らし世帯 母子・父子家庭世帯 生活保護受給世帯 町実施のリハビリ訓練事業に登録されたリハビリ訓練通所者

については、自動車税、軽自動車税の減免を受けていないかた

については、4輪自動車

福祉車両を貸し出します

シート昇降装置付き自動車

町では、車いすを必要とする障害者および高齢者等の外出支援を図るため、シート昇降装置付き自動車の貸し出し事業を行っています。

この車両は「めいわ福祉号」と言い、電動による座席の昇降により、車椅子からの乗り降りが簡単にできるよう改造された車両で

を保有していない世帯

補助額 運賃のうち基本料金を補助

利用券の交付 対象者一人につき年間40枚交付（年度の途中申請は月割交付）

利用方法 タクシーの乗務員に身体障害者手帳等を提示し、利用券1枚を渡してください。

利用できるタクシー 川俣交通、多々良タクシー、合同タクシー、つじタクシー、日本中央タクシー、すみれタクシー、朝日タクシー

申請を希望するかたは、地区民生委員または保健福祉課までご相談ください。

保健福祉課

(84)4926

す。障害者や高齢者等の通院や買い物など日常生活の利便性を図るとともに、行事やレクリエーションなどに積極的に参加できるように貸し出しをするものです。

対象者（町内に居住し、次のいずれかに該当するかた）
身体障害者手帳を所持し、車いすです日常生活を送っているかた

高齢のため、車いすです日常生活を送っているかた

傷病等で一時的に車いすです日常生活を送っているかた（対象者と行動を共にする場合であれば、家族等めいわ福祉号に同乗することができません）

借用手続き 使用日の1週間前までに印鑑持参のうえ、保健福祉課へお申し込みください。

費用 借用の費用は無料です

福祉作業所の入居者を募集

就職のための基礎的技術訓練

町では、障害などの原因により一般就職が困難なかたを対象に、障害者福祉作業所を開設しています。福祉作業所とは、屋内外における軽作業などを通じて、就職のための基礎的技術訓練、日常生活や集団生活に必要な訓練等を行う町の福祉施設です。

利用を希望されるかたや、利用についての相談は、保健福祉課まで

利用者は資格者証の交付申請を

老人福祉センター

老人福祉センターの資格者証は、町内60歳以上の高齢者を対象に交付しています。入場の際、資格者証を提示されますと入場料が無料となります。

資格者証の交付をご希望のかたは、老人福祉センター（役場保健

が、燃料費は借入者の負担となります。

借用回数および期間 月2回以内で、1回につき3日以内とします。



シート昇降装置付き自動車

保健福祉課

(84)4926

でお申し出ください。

所在地 千津井291（東小学校北側）

対象者 町内に住民登録のある満15歳以上の一般就職が困難な障害者等
申し込み 保健福祉課へ

保健福祉課

(84)4926

福祉課）までお申し出ください。



保健福祉課

(84)4926